

平成22年8月吉日

## 特許無効審判請求に対する弊社勝訴のご報告

(弊社特許「クロムめっき方法」の有効性について)

サーテック MMC ジャパン株式会社

弊社及びペルメレック電極(株)殿で所有する特許第3188361号「クロムめっき方法」に対し、一年半ほど前に日本マクダーミッド(株)殿から特許無効審判の請求が出され、本特許の有効性については是まで特許庁及び知財高裁(知的財産高等裁判所)に於いて審理が為されて参りましたが、今般、知財高裁での審理も終了し、本年5月27日付で本特許有効との判決が言い渡されました。

そこで、以下にこれまでの審理の経過と判決の概要を謹んでご報告申し上げます。

日本マクダーミッド(株)殿より平成20年11月13日付で、特許庁に対し本特許の無効審判請求があり、特許庁法廷での審理の結果、平成21年8月24日付で「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」すなわち、本件特許が真に有効であるとの審決が下されました。

日本マクダーミッド(株)殿はこの審決を不服とし、知財高裁に対し本審決の取消請求を行ないました。この取消請求に対し審理の結果、知財高裁は平成22年5月27日付で「審決の容易想到性の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由は理由がない。原告は、その他縷々主張するが、審決にこれを取り消すべきその他の違法もない。よって、原告の本訴請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。」すなわち、本件特許が真に有効であり、取り消すべき何の理由も違法もないことが、知財高裁に於いても認められました。尚、主文の内容は以下の様になっております。

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

その後、日本マクダーミッド(株)殿から期限内に最高裁への上訴は行われておらず、ペルメレック電極(株)殿及び弊社の勝訴が確定いたしました。

簡単では御座いますが、これをもって日本マクダーミッド(株)殿の特許無効審判請求に対するこれまでの審理の経過と判決内容の報告とさせていただきます。

以上